

納税証明書交付請求書の押印及び本人確認の変更について

令和3年4月から納税証明書等の請求手続を以下のとおり変更します。
皆様には、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

1 押印について

- (1) 納税証明書交付請求書等の請求者(代理人を含む)の押印は不要となります。
- (2) 委任状については、従来どおり、委任者の押印(個人の場合は認印、法人の場合は代表者印)が必要です。
- (3) 様式変更前の「印」の記載がある様式は、押印なしで引き続き使用できます。

2 本人(代理人)確認書類について

請求者の方について、次の書類により本人確認をさせていただきます。

【窓口で請求する場合】

本人確認書類は、1点で足りるものと2点が必要なものがあります。

1点で本人確認ができるもの

(A) 公的機関が発行した身分証明書(住所・氏名の記載されている写真付きのもの)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、旅券(パスポート、住所の記載のあるもの)、税理士・行政書士・行政書士補助者であることを証する書類(顔写真付き)など

Bの2点で本人確認ができるもの又はBとCの1点ずつで本人確認ができるもの

(B) 公的機関が発行した身分証明書(住所・氏名の記載のある写真のないもの)

各種健康保険証、各種医療受給者証、国民年金手帳、住民基本台帳カード(顔写真なし)、税理士・行政書士・行政書士補助者であることを証する書類(顔写真なし)など

(C) A、B以外の本人名義の書類等

旅券(パスポート、住所の記載のないもの)、法人が発行した身分証明書(顔写真付き)、学生証(顔写真付き)、国税・地方税の納税通知書(発行日から1年以内のもの)、キャッシュカード、クレジットカードなど

- ◇ 有効期間が定められているものについては、有効期間内のものに限ります。
- ◇ 氏名や住所に変更があった場合は、住民票等の変更を確認できる書類を御用意ください。
- ◇ 本人確認書類は、写しをとらせていただく場合がありますので御了承ください。

※申請者の押印がある請求書については、従前どおり受け付けます。

【郵送で請求する場合】

- (1) 納税証明書の送付先は、原則として本人の住所又は法人の所在地に限ります。
この場合、本人確認書類の同封は必要ありません。
- (2) 本人の住所又は法人の所在地以外へ送付を希望される場合は、請求者の本人確認書類の写し(上記の書類等の氏名、住所、有効期限の記載されている面・ページのもの)を同封してください。個人番号、基礎年金番号、保険者番号、被保険者等記号・番号はマスキング処理して写しをお取りいただくようお願いいたします。
- (3) 代理人の方が税理士等である場合は、税理士等であることを証する書類の写しを同封していただければ、税理士等の事務所へ送付できます。